

2026年4月1日

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条および会社法施行規則第200条に基づく備置書面)

鳥取県鳥取市扇町7番地
鳥取フコク生命駅前ビル7階
アクシスITパートナーズ株式会社
代表取締役 坂本 哲

アクシスITパートナーズ株式会社（以下「吸収合併存続会社」という。）および株式会社ソネット（以下「吸収合併消滅会社」という。）は、2026年2月13日付で締結した吸収合併契約に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、吸収合併（以下「本件合併」という。）を行いましたので、下記のとおり開示いたします。

記

1. 本件合併が効力を生じた日

本件合併は、2026年4月1日に効力が生じております。

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過

(1) 差止請求

吸収合併消滅会社に対して、会社法第784条の2の規定に基づく差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

会社法第785条第3項に基づき、2026年2月16日に株主に対して個別に通知（催告）を行いました。吸収合併消滅会社に対して、株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 新株予約権買取請求権

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はございません。

(4) 債権者異議手続

吸収合併消滅会社は、会社法第789条第2項の規定に基づき、2026年2月16日付官報（号外第32号89頁）により本件合併に対する異議申述の公告を行い、かつ知れている債権者に対して個別に催告を行いましたが、異議申述期限までに異議申述を行った債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

(1) 差止請求

会社法第796条の2に基づく差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

会社法第797条第3項および第4項に基づき、2026年2月27日に電子公告を行いましたが、吸収合併存続会社に対して、期間内に株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 債権者異議手続

吸収合併存続会社は、会社法第799条第2項および第3項の規定に基づき、2026年2月16日に官報及び電子公告をもって、本件合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに異議申述を行った債権者はありませんでした。

4. 本件合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収合併存続会社は、効力発生日である2026年4月1日をもって、吸収合併消滅会社より吸収合併契約に記載された資産、負債、契約その他の権利義務の一切を吸収合併契約の定めに従って承継しました。

5. 本件合併に関して消滅会社が事前に備え置いた書面に記載された事項別紙のとおりです。

6. 本件合併に係る変更登記を行った日

効力発生日である2026年4月1日以降、速やかに変更登記申請を行う予定です。

7. その他本件合併に関する重要な事項

該当事項はございません。

以上